平成２５年（フ）第２０２７号
札幌市厚別区大谷地東５丁目15番３―302号
債務者　横山　孝昭
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３６号
札幌市中央区南８条西12丁目２番３号
債務者　安保　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３９号
札幌市東区苗穂町４丁目10番２号　２階２号
債務者　進藤　珠美（旧姓阿曽）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５２号
札幌市北区北32条西２丁目３番22号　センチュリー32―206号
債務者　高橋　江美（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７２号
相模原市中央区相模原２丁目６番14号　アストラル相模原503号室
債務者　関根　昌美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７４号
相模原市南区東林間１―25―２　相模原荘、住民票上の住所相模原市南区上鶴間本町６丁目15番49号
債務者　義澤　勇介
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７５号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地３号棟306号室
債務者　齋藤　雅彦
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７６号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地３号棟306号室
債務者　齋藤由香梨
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７７号
相模原市中央区田名4077番地　ルミナリエ129―106
債務者　眞舩　正幸
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８３号
静岡県熱海市下多賀1117番地の６
債務者　伊奈　裕之
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９７９号
大阪府松原市天美東７丁目５番６号、前住所大阪府松原市天美北３丁目14番５号
債務者　吾妻より子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９６号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目４番３号
債務者　菊池ヤヨヒ
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００９号
大阪府羽曳野市南古市１丁目27番11号
債務者　朝野　正明
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０３６号
大阪府富田林市甲田２丁目２番８―203号
債務者　中尾　圭子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４９号
堺市堺区東雲西町１丁４番20―207号
債務者　木村　克彦
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５４号
堺市堺区向陵西町３丁６番27号
債務者　遠藤富佐子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県揖保郡太子町東保445番地５
債務者　濱田　知子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第９１号
新潟県上越市南新町４番２―32号　県営南新町住宅Ｂ棟32号
債務者　加藤　勇一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所高田支部